

山口県新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月19日山口県条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の規定に基づき、山口県新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(本部長等)

第2条 山口県新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集することができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置く。

4 部長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。

5 部長は、部の事務を掌理する。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成25年4月13日)